

「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（案）」についての  
意見・情報の募集についての主な御意見の内容とそれに対する考え

○主な御意見の内容及びそれに対する考えは以下の通りです。なお、御意見を内容別にまとめているため合計件数と一致しません。

	御意見の概要	回答
1	<p>環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(みどりの食料システム法)が2022年7月1日に施行されたことを知らない農林漁業者が多いのではないか。</p> <p>「みどりの食料システム戦略」を知らないという農林漁業者が多いのではないか。</p> <p>すべての農林漁業を営む者に周知と意見交換が先ではないか。</p> <p>パブリックコメントを募集していることを知らない農林漁業者も多いのではないか。</p>	<p>本基本方針の策定に当たっては、7月27日から8月5日までの間にかけて全国ブロック別説明会を開催するとともに、JA等への説明など、農林漁業者を始めとする幅広い関係者への周知及び意見交換を行ったところです。</p> <p>御意見も踏まえ、引き続き、みどりの食料システム戦略や本法についての広報活動や説明を行い、関係者の理解促進に努めてまいります。</p>
2	<p>・環境負荷低減事業活動の促進の目標として、</p> <p>2024年までに環境負荷の低減に取り組むモデルを50地区創出</p> <p>2030年までに化学農薬使用量(リスク換算)を10%低減</p> <p>2030年までに化学肥料使用量を20%低減</p> <p>2030年までに有機農業の取組面積を6.3万haに拡大</p> <p>2030年までに燃料燃焼による二酸化炭素排出量を10.6%削減</p> <p>2030年までに加温面積に占めるハイブリッド型園芸施設等の割合を50%に拡大</p> <p>とあるが、これらの目標は高いのではないか。</p>	<p>本目標は、「みどりの食料システム戦略」に掲げる2050年の目指す姿の実現に向けて、中間目標として定めた2030年目標を踏まえて、国が定める基本方針として設定したものであり、環境負荷の低減に取り組む優良事例の横展開や既に実用化されている有用な既存技術の現場への導入を進めることにより、その達成を目指していく考えです。</p> <p>なお、地方公共団体が作成する基本計画では、基本方針の目標達成に資するよう、地域の実情を踏まえた目標を設定いただくこととしています。</p>

3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境負荷低減事業活動の促進の目標 KPI2030年目標に、「クロスコンプライアンス要件の拡充」の目標を追加すべきである。</li> <li>・環境負荷低減事業活動の促進の目標 KPI2030年目標に、生物多様性保全を含む環境保全型農業の実施面積および、環境負荷低減事業活動に取り組んでいる農業者数に関する目標を追加すべきである。</li> </ul>	<p>本法は、環境負荷の低減に意欲的に取り組む方を支援し、その取組を拡大することを目的としたものであり、クロスコンプライアンス要件の拡充を目標とすることは制度の趣旨に馴染まないと考えています。</p> <p>また、環境負荷低減事業活動や環境保全型農業については、その取組内容がさまざまであり、一律に実施面積や取組者数を目標として設定することは困難ですが、本法の運用に当たっては、御意見を踏まえ、その取組状況の把握に努めてまいります。</p>
4	<p>「2024年までに環境負荷の低減に取り組むモデルを50地区創出する」とありますが、どのような理由でそのモデル地区を選ぶに至るか、あるいは至ったかの基準を早急に示してほしいと思います。2024年が終了するまであと2年半もありません。</p>	<p>「モデル」については、主として、地方公共団体が設定する「特定区域」のもとで、地域でまとまって環境負荷の低減に取り組む「特定環境負荷低減事業活動」を指しているものであり、今後、各地の参考となり得る優良事例を創出し、積極的に取り上げていく考えです。</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2030年までに化学農薬使用量（リスク換算）を10%低減</li> <li>・2030年までに化学肥料使用量を20%低減</li> <li>・2030年までに有機農業の取組面積を6.3万haに拡大</li> </ul> <p>とあるが、食料に関する政策であるため、面積ベースではなくカロリーベース、費用ベースで目標を設定する必要があるのではないか。</p>	<p>本目標は、「みどりの食料システム戦略」に掲げる2050年の目指す姿の実現に向けて、中間目標として定めた2030年目標を踏まえて設定したものです。御指摘の点については、今後の施策の推進に当たって参考とさせていただきます。</p>
6	<p>「環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画の作成に関する基本的な事項」では「市町村及び都道府県は、」という表現が繰り返されているが、地方自治体に「みどりの食料システム戦略」を丸投げではないか。</p>	<p>みどりの食料システム法では、環境と調和のとれた食料システムに関する基本理念や関係者の役割を明確化した上で、国が講ずべき施策を明記しています。また、御指摘の記載事項は、法律上、地方公共団体が作成することができるかとされている「環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」について、その作成に当たって地方公共団体が留意すべき点など、運用上の基本的な考え方を定めるものです。</p> <p>このため、地方公共団体に丸投げしているとの御指摘は当たりません。</p>

7	林業者、漁業者の事業活動の具体的な事例の記載を充実してほしい。	林業・漁業については、「温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動」が本法における支援対象となりますが、現状の技術開発の状況を踏まえ、想定される事業活動の具体例として「林業機械・漁船の省エネルギー化」を挙げています。記載の充実については、今後、技術開発の進展等を踏まえて検討してまいります。
8	・事業活動の要件を踏まえると、この仕組みでは多くの生産者は活用が困難であり、事実上、大規模生産者のみが恩恵を受けることになるのではないかと。	本基本方針は、小規模・家族経営の方を含め、環境負荷の低減に意欲的に取り組む方を支援するため、規模要件など画一的な基準や高いハードルを設けていません。御意見を踏まえ、幅広く制度を御活用いただけるよう、丁寧な周知に努めてまいります。
9	3年後又は5年後を目安に、KPIの進捗状況や基本方針の見直し等の点検を行うことを明記すべきである	御意見を踏まえ、基本方針第六に施策の点検・検証等について明記しました。 なお、KPIについては、毎年、農林水産省の「みどりの食料システム戦略本部」を開催し、その進捗状況を確認することとしています。また、本法附則第6条に基づき、法律の施行後5年を目途として法律の施行状況を勘案し、検討を行うこととしています。
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動のうち、中干の実施方法について、水生生物への悪影響が生じないよう配慮事項を追記すべきである</li> <li>・環境負荷低減事業活動のうち、農林水産省令で定める事業活動について、新たな環境への負荷が生じることのないよう留意すべき事項として、「生物多様性への悪影響の防止」を追記すべきである</li> </ul>	環境負荷低減事業活動の実施に当たっては、いずれの取組を行う場合にあっても、当該事業活動が企図する特定の環境負荷の低減の過程で、新たな環境への負荷が生じることのないよう留意すべき旨を明記しているところであり、いただいた御意見については、今後の制度運用に当たって配慮してまいります。 また、御意見を踏まえ、「生物多様性への悪影響の防止」について追記しました。

11	<p>基盤確立事業のうち「先端的な技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進」及び「新品種の育成」に関しては、伝統農法含め、そうしたものの無しでも十分な収量を確保することが可能であり、こうしたものを示すよう、事例をより広げてほしい。</p>	<p>基盤確立事業については、環境負荷の低減の効果の増進を相当程度期待するものとして、一定の先進性をその要件としており、御指摘のような事例を追記することは、制度の趣旨に馴染まないものと考えます。</p> <p>なお、環境負荷低減事業活動の推進に当たっては、御意見も踏まえ、既に実用化されている既存技術も活用しながら、農林漁業者による創意工夫の取組を促してまいります。</p>
12	<p>第一 環境負荷低減事業活動の促進の意義及び目標に関する事項の1 環境負荷低減事業活動の促進の意義の3 段落目冒頭、「特に農林漁業は、土地や水、生物資源などの自然資本に立脚しており」の一文内に、「生物多様性に由来する多様な生態系サービスに立脚している」旨を含んだ文章として追記することを提案します。</p>	<p>「自然資本」には生物資源を含むことを明記しているように、生物多様性に由来する生態系サービスについても、これらの自然資本から生み出されるものと考えております。</p>
13	<p>温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動（同項第2号）について、温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動の例として、水稲の不耕起栽培ならびに乾田直播栽培を取り上げることが提案します。</p>	<p>農林漁業における温室効果ガスの排出削減の取組は、二酸化炭素だけでなく、メタンや一酸化二窒素に関わるものも含め、多様な事業活動が該当し、具体的な事例を網羅的に記載することは困難ですが、御意見も踏まえ、今後の制度運用に当たっての参考とさせていただきます。</p>
14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農研機構が、カバークロップの利用は化学肥料の必要性を低減させることを確認しているにも関わらず本基本方針には明記されていないことから、明確に位置付けることを求めます。</li> <li>・まだ使われてもいない、あるいはこれから研究開発する技術でなく、すでに存在し、有機農業の現場で使われている技術である、カバークロップを明記すること。</li> </ul>	<p>御指摘を踏まえ、化学肥料の施用の減少を図る取組の例示として、カバークロップを追記しました。</p>

15	<p>第一の意義及び目標に、「環境負荷低減事業活動」だけでなく、「生物多様性の保全」を含める。</p> <p>第二の環境負荷低減事業活動の実施の基本的な事項に、土壌の改善や、化学肥料・化学農薬の低減、温室効果ガスの削減に加えて、「生物多様性の保全・生態系の保全活動」を加える。</p> <p>第五の基盤確立事業の実施に、「生物多様性の保全・生態系の保全活動」を事業の内容に含める。</p>	<p>「生物多様性」については、第一、第二及び第六で明記しているところです。また、別途告示で定める環境負荷低減事業活動の類型の中で、「化学肥料・化学農薬の低減とあわせて行う生物多様性保全の取組」についても支援対象に位置付けています。</p> <p>なお、基盤確立事業については、農林漁業者が容易に環境負荷の低減に取り組める環境を全国的に整備することを目的とする事業者認定制度であり、御指摘の点は、制度の趣旨に馴染まないと考えています。</p>
16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みどり投資促進税制について、海外の農業先進国の技術を取り入れと並行して国内メーカーの開発をすすめるべきです。税制についても要件緩和が必要と考えられます。</li> <li>・技術要件がクリアできていればモデル/年式の制約は無くても良いのではないのでしょうか？</li> <li>・第五の4の(2)で、「基盤確立事業用資産とは、…化学肥料又は化学農薬に代替する生産資材（普及が十分でないものに限る。）を製造する専門の機械等」を「基盤確立事業用資産とは、…化学肥料又は従来の化学農薬に代替する生産資材（普及が十分でないものに限る。）を製造する専門の機械等」と修正。</li> </ul>	<p>税制の適用要件については、令和4年度税制改正大綱（令和3年12月24日閣議決定）において定められております。御意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
17	<p>農薬使用低減、化学肥料使用低減に関する目標値が低過ぎるのではないか。</p>	<p>本目標は、「みどりの食料システム戦略」に掲げる2050年の目指す姿の実現に向けて、中間目標として定めた2030年目標を踏まえて設定したものです。御指摘の点については、今後の施策の推進に当たって参考とさせていただきます。</p>

18	<p>農地に於ける再生可能エネルギー導入に関しては、“2. 温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動”として、////(中略)/// 農林漁業の事業活動における再生可能エネルギーの活用等が含まれる。”との言及に留まっているが、環境負荷低減事業活動の最たるものは再生可能エネルギーの導入である事から、基本的な方針の中でより具体的に記述すべき。</p>	<p>農林漁業における温室効果ガスの排出削減の取組は、二酸化炭素だけでなく、メタンや一酸化二窒素に関わるものも含め、多様な事業活動が該当し、具体的な事例を網羅的に記載することは困難ですが、御意見も踏まえ、今後の制度運用に当たっての参考とさせていただきます。</p>
19	<p>有機農業を中心にみどり戦略を進めるのは、単に環境負荷を減らすのではなく、海外依存している肥料や家畜飼料、種子生産の国内回帰を通じて、食料安全保障向上にもつなげるべきである。基本的な方針（案）では食料安全保障の視点が弱すぎる。</p>	<p>基本方針第一の1「環境負荷低減事業活動の促進の意義」において、御指摘の食料安全保障に寄与することを明記しています。</p>
20	<p>基本方針は、産業としての農業に重きが置かれている。負の側面の環境負荷を減らそうとするのはもちろん望ましいことである。一方で、有機栽培水田は水生生物であるカエル、トンボ、コウノトリ、トキなどを養う生き物の楽園であることが、学問的にも豊岡市や佐渡市の実践からも証明されている。放牧草地は、草原の生物多様性を保全することも証明されている。有機農業や放牧による生物多様性保全をもっと評価すべきである。</p>	<p>「生物多様性」については、第一、第二及び第六で明記しているところです。御指摘の点については、今後の施策の推進に当たって参考とさせていただきます。</p>
21	<p>工場型畜産が地球環境を破壊し、人獣共通感染症の温床になり、アニマルウェルフェアを軽視していることがすっぽり抜けている。放牧は、人口減少し高齢化過疎化が進む中山間地を少ない労力で保全し、アニマルウェルフェアにも合致する望ましい方法であり、野生鳥獣と人里の境界を明確化することで獣害を緩和するのにも役に立つ。基本方針では放牧を推進すべきである。</p>	<p>御指摘の点については、今後の施策の推進に当たって参考とさせていただきます。</p> <p>なお、「放牧」については、本法においても、温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動（温室効果ガスの発生量が少ない家畜排せつ物の管理方法への転換）として促進してまいります。</p>
22	<p>危険な農薬として世界中で禁止・規制に向かっているネオニコチノイド以外の浸透性農薬等の使用を2023年から禁止し、2030年までに農薬</p>	<p>農薬の登録に当たっては、科学的に安全性を審査しており、定められた使用方法に従って農薬を使用する限り、安全性に問題が生じることは</p>

	50%減を数値目標とすること。	ないと考えております。その上で、環境負荷を低減し持続的な農業生産を確保するため、みどり戦略において、化学農薬の使用量（リスク換算）を2050年までに50%低減する目標を掲げ、2030年に向けては、病害虫の総合防除の推進や有機農業の面積拡大等により、10%低減を目指すこととしたところです。
23	採卵鶏のケージ飼い、ウインドレス養豚、牛のつなぎ飼いを禁止することを明示すること。	御指摘の点は、環境負荷低減事業活動に関連するものではありませんが、今後の施策の推進に当たって参考とさせていただきます。
24	現行の単作農業でなく、多品目を育て、家畜を飼う有畜農業を推進することを明示すること。	御指摘の点は、今後の施策の推進に当たって参考とさせていただきます。
25	基本理念は法第3条第1項と第2項が該当する（第2項も追記すべき）	御意見を踏まえ、基本方針第一の1に記載している「法第3条第1項に規定する基本理念」を「法第3条に規定する基本理念」と修正します。
26	農林漁業は環境への負の影響も与えており、単なる「作用」ではなく、影響を及ぼす産業であることは示す必要。	農林漁業が環境に影響を与える点については、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図る取組を促進するという本法の趣旨からして随所で明確化されています。
27	環境負荷の低減を図る取組は既存技術の活用も重要であると明記すべき	基本方針第一の2において、目標の達成に向けて「既に実用化されている有用な技術の導入を促進すること」について明記しています。
28	KPI2030年目標には環境負荷低減事業活動の取組拡大と、土地改良対象地の改善を明記すべき（環境負荷低減事業活動の確実な拡大と土地改良対象地の環境配慮面積の拡大を追加する必要）。	環境負荷低減事業活動の取組拡大を図ることにより、基本方針第一の2に掲げる2030年目標の達成を目指すこととしています。 土地改良事業自体は、農林漁業の事業活動に当たらず、環境負荷低減事業活動とは関連しませんが、御指摘の点については、今後の施策の推進に当たって参考とさせていただきます。
29	第二において、法が目指す方向性を踏まえ、環境負荷低減事業活動が気候変動や生物多様性の低下等の解決に寄与すること等について明記すること。	気候変動や生物多様性の低下等に対処するものとして環境負荷低減事業活動を促進することは、本法第3条の基本理念及び基本方針第一の1において明確化しています。

30	環境負荷低減事業活動の実施主体となる農林漁業者の組織する団体に、土地改良団体も含めること。	本法の「農林漁業者」の定義は、法第2条第3項に規定しており、これに該当する団体であれば含まれます。
31	農林水産省令で定める事業活動にも温室効果ガスの吸収に資する事業活動と生物多様性の低下の防止に資する事業活動が該当するので例を示すべき。	御指摘の点は、説明資料等で示すことにより、適切に運用がなされるよう配慮してまいります。
32	温室効果ガス削減と生物多様性保全のトレードオフへの注意喚起を行うこと。	環境負荷低減事業活動の実施に当たっては、いずれの取組を行う場合にあっても、当該事業活動が企図する特定の環境負荷の低減の過程で、新たな環境への負荷が生じることのないよう留意すべき旨を明記しているところであり、いただいた御意見については、今後の制度運用に当たって配慮してまいります。
33	環境負荷低減事業活動の掛かり増し経費を全て市場に委ねることは不可能であり、「農林漁業の所得の維持又は向上を図る…」の記載を削除すべき。	環境負荷低減事業活動は、法第2条第4項に定義するとおり、各々の農林漁業者において持続性の確保に資するよう取り組んでいただく必要があると考えており、原案のとおりとさせていただきます。
34	環境負荷低減事業活動による環境負荷の低減に関する目標に、生物の種類、生息数や生物多様性に資する活動の実施数等生物多様性低下防止の指標を例示すべき。	環境負荷の低減に関する目標は、農林漁業の事業活動の中で容易に把握できるものを例示しているところです。
35	市町村及び都道府県が作成する基本計画の具体的な目標例として、生物多様性低下防止活動への取組数、当該市町村及び都道府県の絶滅危惧植物の種類、生息する種類数等を明記することが必要。	基本計画の目標は、基本方針の目標の達成に資するものとして設定いただくこととしており、各地域において農林漁業の事業活動と関連して把握が可能な目標の例を例示しているところです。
36	市町村及び都道府県が作成する基本計画では、目標の達成状況を適切に計測及び管理する手法を明確化することが必要。	御指摘の点は、基本方針の第四の2（1）に明記しています。
37	基本計画では、環境負荷低減事業活動として求められる環境負荷の低減の水準を定めなければならないことを明らかにすべき。	いただいた御意見も踏まえ、地方公共団体が地域の実情に応じて環境負荷低減事業活動を促進できるよう、適切に運用してまいります。



38	環境負荷低減事業活動にあたって、さまざまな基盤確立事業を活用することが大切であり、既存の優れた技術、機械、資材があるため、先進的技術、付加価値向上などの制約を課さずに記載すべき。	基本方針の第二の1「環境負荷低減事業活動の促進の基本的な方向性」に記載するとおり、農林漁業者の様々な創意工夫の取組を促進してまいります。
39	環境負荷低減事業活動の促進は、全て市場に委ねるといった誤った認識が広がらないために、「その持続性を確保する観点から」を削除。	環境負荷低減事業活動は、法第2条第4項に定義するとおり、各々の農林漁業者において持続性の確保に資するよう取り組んでいただく必要があると考えており、原案のとおりとさせていただきます。
40	市町村及び都道府県は、気候変動、生物多様性劣化防止など環境負荷の低減取組の意義と実施内容の広報に努める旨を明記すること。	御指摘の点は、地方公共団体が、基本計画に基づき、環境負荷低減事業活動を促進するに当たって必要な施策を検討し、実施するものと考えております。
41	基本方針には、有機農業・地産地消は、地域の環境保全に役立つためと記載すること。	御指摘の点は、本法の趣旨を踏まえ、基本方針第四の2(4)において環境負荷低減事業活動を促進する観点から記載しているところです。
42	環境負荷低減事業活動をただけでは、輸出の促進にはならないことから、当該記載を削除すべき。	御指摘の点は、「環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費に関する事項」に関し、需要拡大を図る例として示したものです。
43	基本計画の作成に当たって配慮すべき事項に生物多様性基本法を追加すべき。	法第16条第5項に基づき、基本計画は、生物多様性基本法第13条第1項に規定する生物多様性地域戦略等との調和が保たれたものでなければならぬとされており、基本方針第四の3(4)にも明記しています。
44	基本計画の実効性を高めるため、気候変動や生物多様性保全に関係する団体、専門家等との連携が必要であり、基本計画の作成及びその推進に当たり、気候変動や生物多様性保全に関係する団体、専門家等を「関係者」に含めることを明記すべき。	御指摘の点は、基本計画の策定及び実施に当たり、地方公共団体が、地域の実情に応じて判断することと考えます。 国としては、パブリックコメントや地方ブロック別説明会などを通じて、様々な関係者から御意見を伺ってきており、引き続き、多様な方々との意見交換を通じて、効果的な施策を検討してまいります。
45	本件の課題解決に、研究者、民間団体等が持つ技術や知見などを取り入れることを明記すべき。	国としては、パブリックコメントや地方ブロック別説明会などを通じて、様々な関係者から御意見を伺ってきており、引き続き、御指摘の点を含め、多様な方々との意見交換を通じて、効果的な施策を検討してまい

		ります。
46	<p>基盤確立事業の要件としてあげられた「環境負荷の低減の効果の増進」は、気候変動の緩和や生物多様性の低下の防止に寄与できたことをいうのであって、農林漁業者が環境負荷の低減に取り組む際の労働負荷や生産コストの上昇、収量の低下等の課題に対処し、農林漁業者が環境負荷の低減に取り組みやすくなることをいうという定義づけは間違っており、削除すべき。</p>	<p>御指摘の点は、基盤確立事業が、法第2条第5項に定義するとおり、農林漁業に由来する環境負荷の低減を図るために行う取組の基盤を確立するために行う事業であり、その主眼は「農林漁業者が環境負荷の低減に取り組みやすくなること」である旨を記載したものです。</p>
47	<p>基盤確立事業の要件としてあげられた「環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物の付加価値の向上」とは、気候変動の緩和、生物多様性の保全という新たな付加価値のさらなる拡大をいうのであって、再生産可能な価格で十分な量を流通させ、農林漁業者の所得向上につながる新たな付加価値の創造という定義づけは間違っており、削除すべき。</p>	<p>基盤確立事業は、法第2条第5項に定義するとおり、農林漁業に由来する環境負荷の低減を図るために行う取組の基盤を確立するために行う事業であり、御指摘の点は、特に同項第5号又は第6号の事業について促進すべき事業の方向性について記載したものです。</p>
48	<p>法第2条第5項第3号にいう、環境負荷の低減に資する資材又は機械類その他の物件の例示は、分かりやすくなるよう、以下を追加すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性低下を防ぐ環境配慮水路資材</li> <li>・排水による下流域の水害を防ぐ田んぼダムの装置</li> <li>・農地の湛水のための自動開閉装置</li> <li>・落差による魚類の移動を確保する魚道</li> <li>・畔塗り機、田植え機、掘削機、堆肥散布機、集草機、ロールベアラ</li> </ul>	<p>具体的な事例を網羅的に記載することは困難ですが、御意見も踏まえ、今後の制度運用に当たっての参考とさせていただきます。</p>
49	<p>法第2条第5項第4号にいう事業は、気候変動の緩和、生物多様性低下防止等に必要なる農業機械等のリース・レンタル等を行う事業であって、「スマート農業機械」優先ではないため、基本方針案から「スマート」を削除する。</p>	<p>スマート農業機械については、一般に通常の農業機械よりも高価であることが想定され、リース・レンタル等により導入コスト低減の効果がより期待されることから例示しているものです。</p> <p>これに限らず、環境負荷の低減に効果のある機械類その他の物件に関</p>

		するリース・レンタル等を行う事業についても対象となることから、御意見も踏まえ、運用に当たって十分に留意してまいります。
50	環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物の流通に関して、コスト削減、付加価値の高度化、品質管理、衛生管理、販売情報管理を、ことさら高度化することなく、慣行的に生産された農産物とのバランスを図ることが必要であり、そのことが分かるように記載すべき。	当該部分の記載は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第2条第3項を踏まえたものです。
51	農林水産物の付加価値の向上に関する目標の設定に当たっては、気候変動の緩和、生物多様性保全に寄与する実証データをもとにすることを明記すること。	基盤確立事業は、環境負荷低減事業活動等により生産された農林水産物を扱う食品事業者等による商品開発や流通の合理化等、農林漁業の所得向上につながる付加価値向上の取組を支援するものであり、個々の事業者が、気候変動の緩和や生物多様性保全への寄与の観点から目標設定をすることは想定していません。
52	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境負荷低減事業活動用資産の取得価格は、50万円以上とする（大型機械を少数取得するより、小型機械を多数取得する方が効率よく事業活動を進めることができる場合があることを鑑み、100万円未満の機械も市場に出回っていることから、50万円以上とすべき）</li> <li>・①のイにおいて、化学的に合成された肥料又は農薬の施用又は使用の量の減少に資する機械等としているので、あえて複数の営農条件で有効性の確認が行われたものに限るとの但し書きは不要。</li> <li>・①のロにおいて、環境負荷低減事業活動の安定に不可欠な機械等によく、化学的に合成された肥料又は農薬の施用又は使用の量を減少させる生産方式による事業活動に限るとの但し書きは不要。</li> <li>・①のイにおいて、一般の堆肥散布機、堆肥化するために稲わらなどを集める集草機、集めた稲わらなどをロールにするロールペーラを追加</li> </ul>	税制の適用要件については、令和4年度税制改正大綱（令和3年12月24日閣議決定）において定められております。御意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。

	<p>すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①の口において、畔塗り機、掘削機を追加すること。</li> <li>・新モデルでなければならない理由が無い場合③は削除すべき。</li> </ul>	
53	<p>環境と調和のとれた食料システムの確立のため、助言、指導、経費の補助などの援助の他、農林水産大臣と環境大臣との緊密な連携、協力を行っていくことをあえて明記することが必要。</p>	<p>御指摘の点については、法第 45 条及び法第 48 条に明記されており、あらためて基本方針に記載する必要はないと考えます。</p>
54	<p>化学肥料とは「化学的に合成された肥料」と定義されるならば、肥料の公定規格における「有機質肥料」や「汚泥肥料当」及び「これらを肥料原料の一部として製造された配合肥料や化成肥料」は低減の対象とはならないようにしていただきたい。</p> <p>多様な種類の肥料が製造・流通している中で、農業生産者や肥料製造メーカーにおいて、この基本的な方針への理解を深化させるためにも、低減の対象とはならないものは、公定規格に置ける位置づけを明確にすべき。</p>	<p>環境負荷低減事業活動では、御指摘のような「有機質肥料」、「汚泥肥料」又は「これらを肥料原料の一部として製造された配合肥料」等を使用することで化学肥料の使用を削減する取組も想定しており、低減の対象とはしていません。</p> <p>御意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
55	<p>現状（2016 肥料年度）の化学肥料の使用量（NPK 総量・出荷ベース）90 万トンとは、農林統計協会「ポケット肥料要覧」に置ける化学肥料の需要量の 90 万トンを基にしたものという理解で良いか。回答をお願いしたい。</p>	<p>御認識のとおりです。</p>
56	<p>2030 年までに化学肥料の使用量を 20%低減とする数値目標は、限られた期間内に課題解決のすべてを実現していくことは困難と予想されるところであり、数値目標の大幅な引き下げを強く要望する。</p>	<p>当該目標については、化学肥料原料の調達が不安定となるほか、国際市況の変動が大きくなる中で、既存技術の活用や国内資源の活用を可能な限り進めていくとの考え方で設定しております。</p> <p>当該目標の達成に向けては、土壌診断による施肥の適正化や効率化、堆肥等の国内資源の利用拡大などを進めてまいります。</p>
57	<p>・環境負荷低減事業活動の促進の意義に、生物多様性保全のポスト 2020 目標への寄与も記載すべき。</p>	<p>本法は、環境と調和のとれた食料システムの確立を図り、もって農林漁業及び食品産業の持続的な発展等に資することを目的としたもので</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境負荷低減事業活動の促進の意義において、農林水産省生物多様性戦略が環境負荷低減事業活動そのものであると示すべきである。</li> <li>・第六 その他環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する重要事項の4 環境と調和のとれた食料システムの確立のための施策の総合的な推進において、「農林水産省生物多様性戦略に基づく取組を積極的に促進する」と記述されているが、「農林水産省生物多様性戦略に基づく取組を実現する」とすべきである。</li> <li>・環境負荷低減事業活動の促進の目標に、下記を加える。 「生物多様性保全のポスト2020目標である30by30（2030年までに国土の30%を保護区相当地域とする）に基づき2030年までに環境保全措置を農林業地の30%で実施する。」</li> </ul>	<p>す。</p> <p>法第15条第3項に基づき、基本方針は、生物多様性の保全を図るための施策に関する国の計画との調和を図ることとされており、「生物多様性」については、第一、第二及び第六に明記しているところです。</p> <p>御意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
58	<p>有機農業の取り組み面積について、2030年目標値が6.3万haとなっているが、低すぎる。30年後100万haを目指すのであれば、10年後には少なくとも30万haを目標として、着実な拡大を図る必要がある。</p>	<p>有機農業の取組面積に関する目標については、「有機農業の推進に関する基本的な方針」に基づき設定しています。</p> <p>当該目標は、有機食品の需要見通し等を踏まえて設定したものであり、引き続き、生産から消費まで一貫した市町村の取組を支援し、横展開を進めること等により、その達成を目指してまいります。</p>
59	<p>有機農業の取り組み推進については一律に面積で目標値を定めるのではなく、分野毎に。例えば、「米・麦・大豆」「根菜類」「葉茎菜類」「果菜類」「果樹」等に分けて、きめ細かな数値目標をそれぞれに設定すべきである。</p>	<p>本基本方針は、環境負荷低減事業活動の促進等に関する制度運用の基礎的な考え方を定めるものであり、分野ごとの目標設定を行う考えはありませんが、いただいた御意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
60	<p>有機畜産の取り組みについての検討が不十分で早急に課題整理と数値目標の設定に取り組んでいただきたい。</p>	<p>有機畜産については有機飼料の確保が課題の一つとなっており、本法では有機飼料の生産を支援してまいります。</p>

61	<p>特定環境負荷低減事業活動について、原則的には2戸以上の共同実施を想定されておられますが、技術経営に志を有する農業者も多数見られることから、各都道府県・市町村に対して、「一の個人または法人であっても認定できる規定」を適切に運用していただけるようにご指導をお願いしたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、制度の運用に当たっては、意欲ある農業者の取組を支援できるよう、地方公共団体とも連携して適切に対応してまいります。</p>
62	<p>1 公共調達における有機農産物の取り扱いを優先させる制度の作成 (例) 学校給食により使用割合を自治体ごとに基準を作成させるなど。</p> <p>2 良質な堆肥生産のための技術開発とガイドラインの作成 (例) 有機資源(畜糞等)の循環計画の策定方法と予算規模の明示や家畜排泄物の肥料資源化活用に対する支援措置の明示など。</p> <p>3 みどり戦略の担い手確保対策 新規就農者や転換参入就農者支援はもちろんだが、既存農業者への一層の支援をすることで雇用を生み、地域の中核的担い手になる可能性もあるため、同列で考えるべき。</p> <p>4 2030年目標達成のために2025年に中間の見直しを実施 現状の数値に対して挑戦的な数字であるため、定期的なモニタリングを行うべきである。</p> <p>5 環境負荷軽減のための技術指針の作成 (例) 土作りに関する技術、化学肥料低減技術、化学農薬低減技術など、既存の学術研究の中にある有機農業に関する技術を体系化し発展させるべき。また、共通の指標として「肥料自給率」を導入してモニタリングをすべき。</p> <p>6 基盤確立事業の内容 ゲノム編集による新品種の育成は、環境負荷軽減を目的として有機JAS規格へのゲノム編集導入と同一ではないことを明記するべき。</p>	<p>1、2、3、5及び7の御意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>4の御意見に関し、KPIについては、毎年、農林水産省の「みどりの食料システム戦略本部」を開催し、その進捗状況を確認することとしています。</p> <p>6の御意見について、ここで掲げられている先端的技術の開発や新品種の育成については、環境負荷の低減を図るために行う取組の基盤を確立するために行う事業であり、食や環境への安全の確保はもとより、科学的な知見に基づく合意が重要と考えております。</p> <p>御指摘のゲノム編集技術等についても、先端的な技術の1つとしてこうした考え方の中で、関係法令の遵守など適切な対応を求めていく考えです。</p>

	<p>7 地球温暖化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土壌炭素貯留効果の一層の認知向上 (例) 二酸化炭素削減の計測手法の確立による評価法の実証</li> <li>・ 生物多様性の保全効果 「生物多様性保全に資する事業を支援すべき」と明記を追加すべき。</li> </ul>	
63	<p>第五、第六は課税、融資の措置が記述されていますが、食料生産は食の安全保障につながり、私たち国民の命がかかっています。補助金を含め、思い切った国の投資をして欲しいと考えます。食糧自給率を考えると、対策が遅かったのではないのでしょうか。海外からの輸入に依存する今の状況を大きく変える時期ですので今回の食料システムは期待しています。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
64	<p>環境負荷低減事業活動の推進には、大学等の研究機関と民間事業者による産学連携や、自治体と民間事業者による官民連携が不可欠です。</p> <p>一方で、それらの連携には、各ステークホルダーの役割の明確化と事業化に向けた関与手法の体系化が必要であり、加えてそれらを有機的に組み合わせるコーディネーター役の存在が重要となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 大学等の研究機関の役割と期待の明示</li> <li>2) 産学連携・官民連携の促進と、国による支援</li> <li>3) 産学連携・官民連携を実現するコーディネーターの役割と期待の明示</li> </ol>	<p>産学連携等については、法第8条(技術の研究開発の促進)に明記しており、国として今後とも必要な施策を講ずることとしています。</p> <p>特に、農林水産省では、農林水産・食品分野に異分野のアイデアや技術を導入して開発された成果を商品化、事業化につなげるオープンイノベーションの取組として、「知」の集積と活用を場を展開しているところであり、環境負荷の低減に資する先端的技術の研究開発等においても、地域の状況や生産の現場をよく知る関係者の参加も得て、環境負荷低減の取組が促進されるよう、「知」の集積と活用場の参加者にも積極的に働きかける考えです。</p>
65	<p>2030年の目標がいくつか挙げられています。化学農薬10%、化学肥料20%削減、有機農業面積6.3万haに拡大など、前進ではありますが、もっと高くてもいいくらいです。少なくともこれ以上の数字が2030年に達成できるよう、あるいは前倒しで達成できるよう、資源を集中させてください。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>

66	<p>第三の「3 有機農業を促進するための栽培管理に関する協定に係る措置」にて、「特定区域内において、農林漁業者が・・・地域ぐるみで安定的に有機農業に取り組もうとする場合に、病虫害のまん延や農薬の飛散の防止等、慣行栽培との営農手法の調整の課題について地域で合意形成を図るための協定を締結し」などと記載されていますが、「有機や自然農法によって、害虫等が発生し、周りの農地に悪影響を与える」という認識自体が誤りであり、「化学肥料の使用によって、害虫が発生しやすくなり、その結果、農薬も多用せざるを得なくなる」のが本当のところであり、記載を改めるべきです。</p>	<p>御指摘の点は、法第 31 条に規定する有機農業を促進するための栽培管理に関する協定に関し、有機農業を行う農業者とそれ以外の農業を行う農業者のいずれか一方ではなく、お互いに話合っていたき、双方が適切な肥培管理や農薬の飛散防止等に配慮し、安心して有機農業の生産に取り組んでいただくことを意図して記載したものです。</p>
67	<p>2030 年の「化学農薬使用量（リスク換算）10%低減」は低すぎる。「総合防除及び有機農業の面的拡大等の推進」に本腰を入れて取り組むことにより「20%低減」が可能であるはずである。</p>	<p>本目標は、関係者の御意見を踏まえ、みどり戦略の 2030 年目標として設定したものであり、病虫害の総合防除の推進や有機農業の面的拡大等により、その達成を図ってまいります。</p>
68	<p>特に有機農業農家は、現状きわめて少なく、いまだに点在しているのが実情であり、地域に一人で実施していることも少なくないため、特定環境負荷低減事業活動の「実施主体」として、「2人以上」「共同」「地域ぐるみ」が要件とされているが、「2人以上」「共同」「地域ぐるみ」要件は、地域事情を勘案して柔軟にすべきである。</p> <p>また、地域（市町村等）に「2人以上」「共同出荷」「地域ぐるみ」とは別の「広域連携」の組織体としての取組みを認めるべきである。</p> <p>こうした「広域連携」組織体は、都道府県経由の要件も超えて、農政局単位の取組みとして積極的に位置づけるべきである。</p>	<p>特定環境負荷低減事業活動の促進に当たっては、地域の実情に応じた支援が可能となるよう、地方公共団体とも連携して、適切に対応してまいります。</p> <p>いただいた御意見は、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>



69	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針（案）の第一の3「2 基盤確立事業の内容」の(1)には、「先端的な技術」、(2)には、「新品種の育成」が挙げられている。ゲノム編集技術等によるRNA農薬の開発やゲノム編集技術を含む遺伝子操作技術を使用した品種育成は、「環境と調和のとれた」品種とはいえないので、これらは、認めるべきではない。</li> <li>基本方針（案）では、第一の1において、15行目「当該取組の実施を容易にするための技術の研究開発や活用」の内容には、「ゲノム編集を含む遺伝子操作技術」を入れるべきではない。</li> <li>同様に、第二「環境負荷低減事業活動の実施に関する基本的事項」における基本的方向性、内容、第五「基盤確立事業の実施に関する基本的事項」における基本的方向性、内容において、これを「除外する」ことを明記すべきである。</li> </ul>	<p>ここで掲げられている先端的技術の開発や新品種の育成については、環境負荷の低減を図るために行う取組の基盤を確立するために行う事業であり、食や環境への安全の確保はもとより、科学的な知見に基づく合意が重要と考えております。</p> <p>御指摘のゲノム編集技術等についても、先端的な技術の1つとしてこうした考え方の中で、関係法令の遵守など適切な対応を求めていく考えです。</p>
70	<p>有機農業推進法が理念に盛り込み、重要な位置づけを与えている自然循環機能が基本方針（案）では欠落しており、自然循環機能の意義を正しく明記するとともに、それを明確に意識し、アグロエコロジーでも重視している有機農業、自然農、環境再生型農業（regenerative agriculture）を、みどり法に関わる事業の対象として明記することを求める。</p>	<p>基本方針は、本法による規定の委任を受けて環境負荷低減事業活動の促進等に関する制度運用の基礎的な考え方を定めるものであり、御指摘の有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）に基づく基本方針とも調和を保ちつつ、適切に施策を推進することとしています。</p>
71	<p>基本方針の理念部分には、「環境負荷の削減と生産性の向上」ではなく、「環境負荷の削減と生物多様性の保全」に改めることを求める。</p>	<p>本法第3条第2項の基本理念に基づき、記載しているものであり、原案のとおりとさせていただきます。</p>
72	<p>基本方針案の第二の2の(3)に記されている「経済的な合理性を有するもの」との条件は中長期的な時間軸の必要な農林漁業の特性を無視している。したがって、本項の記載を削除するか、本来的なサステナビリティに適うように全面的に書き改めることを求める。</p>	<p>環境負荷低減事業活動は、法第2条第4項に定義するとおり、各々の農林漁業者において持続性の確保に資するよう取り組んでいただく必要があると考えており、原案のとおりとさせていただきます。</p>

73	<p>自給的農家や半農半X、本業を持ちながら「農」にも関与する「兼農」、あるいは多彩な形態の農林漁業に関わる市民組織も事業活動の主体として位置づけ、本事業の対象として位置づけることを求める。</p>	<p>本法及び基本方針では、小規模・家族経営の方を含め、環境負荷の低減に意欲的に取り組む農林漁業者を支援するため、規模要件など画一的な基準や高いハードルを設けていませんが、御意見を踏まえ、幅広く制度を御活用いただけるよう、丁寧な周知に努めてまいります。</p>
74	<p>環境と調和する食料システムに転換するためには、多岐にわたる関係者を包摂すると同時に、これらの関係者が対等の立場で討議に参加し、合意する場が不可欠であり、農薬や化学肥料の削減への反発が予測される化学業界や、消極的対応が予測される経済連などの関係者も交えた熟議型のメカニズムを用意しないと、みどり法の目的は達成が難しい。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
75	<p>特定環境負荷低減事業活動および有機農業の栽培管理協定は現実の有機農業を反映しておらず、複数の有機農家が農地を集積して、あるいは調整しあって有機農業の圃場をまとめることはきわめて困難である。</p> <p>それよりも、幅広い農業関係者と消費者の提携など自発的かつネットワーク型の協同の取組を推進・強化することを基本に定めることを求める。</p>	<p>特定環境負荷低減事業活動及び有機農業の栽培管理協定は、ともに地方公共団体の発意により特定区域を設定した場合に、当該区域において促進措置を講じることにより、地域のモデルとなり得る先進的な取組を創出することを意図するものです。</p> <p>いただいた御意見は、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
76	<p>第一第1項において、以下『』内を追記するよう提言いたします。</p> <p>「・・・このため、農林漁業の持続的な発展を図るためには、農林漁業に由来する環境への負荷（以下「環境負荷」という。）の低減『および自然資本の基盤となる生物多様性の改善』を図る農林漁業者の取組を促進するとともに、・・・」</p>	<p>本法で促進する環境負荷低減事業活動の定義を踏まえた記載としており、原案のとおりとさせていただきます。</p>
77	<p>第二第1項において、以下『』内を追記するよう提言いたします。</p> <p>「環境負荷低減事業活動の実施に当たっては、環境負荷が物質循環を介して、地域全体の自然環境に影響を与えるものであること、環境負荷の低減により、農林漁業の持続性の確保に資することが重要であることを踏まえ、『事業活動の環境への影響を評価した上で』地方公共団体や農</p>	<p>環境負荷低減事業活動の実施計画においては、農林漁業者が自ら事業活動の実施期間や目標を定めることとしており、こうしたものを踏まえて事業活動の効果等を検証し、改善していけるよう、適切な制度の運用に努めてまいります。</p> <p>法第14条に定める評価手法等の開発については、現在、国において有</p>

	<p>林漁業者、食品産業の事業者など、地域の関係者が連携し、環境負荷の低減に資する生産方式の導入と合わせて、これに伴う労働負荷や生産コストの低減、農林水産物等の流通の確保、付加価値向上等の創意工夫の取組を推進するものとする。」</p> <p>これに関連し、法第十四条における評価手法等の開発、につきましては、いつ、どのように評価体制が整備され、どのタイミングで公開されるのか、基本方針内での迅速なご回答・ご発表をいただけますよう、提言いたします。</p>	<p>識者も交えて、農産物生産に係る温室効果ガスの排出削減の「見える化」に向けた現場実証等の取組を進めているところであり、いただいた御意見も踏まえながら、事業者や消費者に分かりやすい仕組みとなるよう、精力的に検討を進めてまいります。</p>
78	<p>第二第2項（2）において、以下『』内を追記するよう提言いたします。</p> <p>「・・・当該環境負荷低減事業活動が企図する特定の環境負荷の低減の過程で、新たな環境への負荷が生じることのないよう留意『し、環境影響を定期的にモニタリング及び報告』する必要がある。具体的には、事業活動を通じて適正な施肥及び防除、エネルギーの節減、悪臭及び害虫の発生防止、廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分、生産情報の記録及び保存、環境関係法令の遵守、『温室効果ガス排出削減活動および生物多様性低下防止活動のトレードオフの防止』等、農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組を実践することが求められる。」</p>	<p>環境負荷低減事業活動は、個々の農林漁業者が自らの事業の中で取り組むものであることから、農林漁業者に過度な負担をかけることなく、それぞれの取組状況に応じて、環境負荷の低減に意欲的に取り組んでいただきたいと考えており、原案のとおりとさせていただきます。</p>
79	<p>第二第2項（3）において、以下『』内を追記するよう提言いたします。</p> <p>「・・・具体的には、『当該事業活動は、農林漁業が依存している、土壌・森林・水資源・生物資源などの自然資本の持続性を向上させるものであることが必要である。例えば、基本計画やレッドリストなどにおいて定められる各地域の生態系や生物多様性を維持する取組を進め</p>	<p>本記載は、「経済的な合理性を有していることが必要である」趣旨を記載しているものであり、御指摘の点は、環境負荷低減事業活動に係る環境への影響の評価等に関わるものであることから、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>環境負荷低減事業活動の実施計画においては、農林漁業者が自ら事業活動の実施期間や目標を定めることとしており、こうしたものを踏まえ</p>

	<p>ることで農林漁業の持続性改善を図り、定期的に目標値や指標がモニタリング・報告されることが求められる。さらに、『当該事業活動が経済的な合理性を有しているものであることが必要である。』</p>	<p>て事業活動の効果等を検証し、改善していけるよう、適切な制度の運用に努めてまいります。</p>
80	<p>第二第3項において、以下『』内を追記するよう提言いたします。 「・・・また、事業実施場所がその区域に含まれる基本計画（法第16条第1項に規定する「環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」をいう。以下同じ。）の推進に資するよう、化学肥料及び化学農薬、燃油等の使用量、有機農業等の環境負荷の低減を図る取組の面積、温室効果ガスの排出量、『生物の種類、生息数、生物多様性の低下の防止に資する活動の実施数、実施面積』等『基本計画に定められた』適切な数値指標を用いて定めるものとする。」</p>	<p>基本計画の目標は、基本方針の目標の達成に資するものとして設定いただくこととしており、各地域において農林漁業の事業活動と関連して把握が可能な目標の例を例示しているところです。</p>
81	<p>第三第1項において、以下『』内を追記するよう提言いたします。 「・・・具体的には、『地域内の一定の範囲で行われる生物多様性の低下の防止に資する事業活動』、有機農業の生産団地の形成と地域農産物のブランド化を図る事業活動、・・・」</p>	<p>特定環境負荷低減事業活動は、地方公共団体が定める特定区域において、地域のモデルとなりうる取組として促進していく事業活動として類型を定めています。</p> <p>具体的には、有機農業は生物の多様性の低下等の防止に寄与する事業活動として位置づけているほか、先端的技術を活用した取組については、御指摘の視点も含め、環境負荷低減事業活動が広く該当することとなります。</p> <p>これらの類型は、法の基本理念で掲げた関係者の理解・連携、環境負荷の低減と生産性の向上との両立等の視点から、促進すべき地域のモデル的な取組として当面考えられる事業活動について規定したのですが、今後、法律の施行状況を踏まえながら、必要に応じて対応を検討してまいります。</p>

82	<p>第四第3項（4）において、以下『』内を追記するよう提言いたします。</p> <p>「市町村及び都道府県は、基本計画の作成に当たっては、（中略）地方公共団体が関係法令に基づき実施する地域の環境保全に関する施策や土地利用調整に関する施策との調和を図るものとする。『具体例として、農林水産省生物多様性戦略およびその他農林水産省関連施策の他、環境省生物多様性国家戦略下で定められる生物多様性地域戦略、レッドリスト、環境省の実施する自然共生サイト（OECM）認証事業、などとも整合性が確保されるべきである。』・・・」</p>	<p>御指摘の点は、基本計画の作成に当たり、各地方公共団体において関連施策との整合性を確保する観点から判断するものと考えており、原案のとおりとさせていただきます。</p>
83	<p>第五第1項において、以下『』内を追記するよう提言いたします。</p> <p>「・・・農林漁業者の減少及び高齢化等、我が国農林漁業が厳しい経営環境にある中、これらの課題解決に向けては、農林漁業者自らの取組のみならず、農林漁業者以外の事業者『、有識者』が持つ技術や知見、経営資源を積極的に取り入れ、農林漁業者が容易に環境負荷の低減に取り組める環境を全国的に整備することが重要である。・・・」</p>	<p>本記載は、基盤確立事業の趣旨を述べたものであり、その対象は、事業を行う者になりますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>
84	<p>第五第2項（1）において、以下『』内を追記するよう提言いたします。</p> <p>「環境負荷の低減を図るため、『生物多様性低下を防ぐ環境配慮水路資材、排水による下流域の水害を防ぐ田んぼダムの装置、落差による魚類等の移動を確保する魚道、農地の湛水のための自動開閉装置、』堆肥を広域的に流通させるためのペレット堆肥や混合堆肥複合肥料その他の環境負荷の低減に資する資材の製造及び販売、・・・」</p>	<p>御指摘の点は、基盤確立事業に該当する代表的なイメージを具体例として挙げているものであり、原案のとおりとさせていただきます。</p>

85	<p>第五第3項（2）において、以下『』内を追記するよう提言いたします。</p> <p>「・・・目標の設定に当たっては、研究開発等に関する事業であれば当該技術の性能や当該技術を活用した製品等の『気候変動の緩和、防災・減災、生物多様性保全に寄与する実証データをもとに』、市販化時期及び価格、機械類の生産及び販売、新商品の生産及び販売の拡大に関する事業であれば当該製品等の『気候変動の緩和、防災・減災、生物多様性保全に寄与する実証データをもとにした』取引量の拡大など当該事業内容に整合的なものとする、基本方針の目標の達成に資するものとする、目標年度は事業の実施期間の終了年度とすること、事業の実施状況等を評価し、適切な検証を行えるようにすることに留意するものとする。」</p>	<p>基盤確立事業は、農林漁業者が容易に環境負荷低減に取り組める環境を全国的に整備することが主眼であり、係る観点から目標設定をいただくことを考えておりますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>
86	<p>第六第4項において、以下『』内を追記するよう提言いたします。</p> <p>「・・・国は、法第2章に掲げる国が講ずべき施策の規定を踏まえ、関係省庁間の相互連携『および法第48条に基づく農林水産大臣と環境大臣との緊密な連絡、協力』の下、『法第45条に示す助言、指導、資金の融通のあっせん、経費の補助その他の援助を行うなどの』法に基づく措置と併せて、環境と調和のとれた食料システムの確立に資する関連施策の推進に努めるものとする。具体的には、みどりの食料システム戦略、農林水産省地球温暖化対策計画、農林水産省生物多様性戦略に基づく取組を積極的に促進するとともに『これら三施策間の目標値設定や取組実施に一貫性を持たせ』、・・・」</p>	<p>御指摘の点については、法第45条及び法第48条に明記されており、あらためて基本方針に記載する必要はないと考えます。</p> <p>また、御指摘の農林水産省の3つの戦略についても、一貫性を持たせてその推進を図ることは明らかであり、原案のとおりとさせていただきます。</p>
87	<p>有機農地拡大の目標達成に向けた戦略として「水田農業の有機栽培への転換」を明記すること。</p>	<p>本基本方針は、環境負荷低減事業活動の促進等に関する制度運用の基礎的な考え方を定めるものであり、分野ごとの取組方針を定める考えはありませんが、いただいた御意見については、今後の施策の検討に当た</p>

		っての参考とさせていただきます。
88	<p>有機農業拡大に伴う受け皿として、公共調達とりわけ「学校給食への有機農産物導入」を以下の項目を含めて明記すること。</p> <p>(1) 数値目標</p> <p>(2) 学校給食有機化に資する条例の策定を明記すること。</p> <p>(3) 農林水産省が率先して省庁間連携を創出し、促進することを明記すること。</p> <p>(4) 学校給食における自治体負担を国庫負担とすることを示すこと。</p>	<p>学校給食の運営については、地方公共団体が児童・生徒の栄養指導や地域の農林漁業・食文化、保護者の負担感などを勘案して対応しており、その調達については地域の自主性が尊重されるべきものであることから、国の基本方針に明記することは馴染まないと考えます。</p>
89	<p>みどり戦略の担い手確保対策について目標数値を含めて明記すること。</p>	<p>本法は、環境負荷の低減に意欲的に取り組む方を支援し、その取組を拡大することを目的としたものであり、担い手確保対策について目標設定をすることは馴染まないと考えます。</p>
90	<p>2050年・2030年目標を達成するために「環境負荷低減事業活動の促進の目標」に示されたモデル地区創出目標をより意欲的なものとする事。 (2024年までに50地区⇒100地区へ)</p>	<p>当該目標は、環境負荷の低減に取り組む事例を全国各地で創出し、その横展開を図っていくことを目指して定めたものです。まずは50地区を目指して取り組むものですが、これに限らず、地域のモデルとなり得る取組については積極的に取り上げていきたいと考えています。</p>
91	<p>持続可能かつ安心・安全な種苗の維持・確保について明記すること。</p>	<p>本制度は、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図る事業活動を促進するものであり、御指摘のような安心・安全な種苗の維持・確保を目的とするものではありませんが、御指摘の点については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
92	<p>安心・安全な土づくりに対する重要性と、その基準策定に向けた取り組みを明記すること。</p>	<p>本制度は、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図る事業活動を促進するものであり、御指摘のような安心・安全な土づくりを目的とするものではありませんが、基本方針第二の2に記載するとおり、環境負荷低減事業活動の一環として、土づくりについて明記しています。</p>

93	<p>「小規模な家族農林漁業の果たす役割が重要であること」を明記し、小規模な家族農林漁業への支援をしっかりと位置づけること</p>	<p>本基本方針は、小規模・家族経営の方を含め、環境負荷の低減に意欲的に取り組む方を支援するため、規模要件など画一的な基準や高いハードルを設けていませんが、御意見を踏まえ、幅広く制度を御活用いただけるよう、丁寧な周知に努めてまいります。</p>
94	<p>第四の1では、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第16条第1項の規定に沿って、「自然的経済的社会的諸条件からみて一体である地域を区域とする一又は二以上の市町村（特別区を含む。以下単に「市町村」という。）及び当該市町村の区域をその区域に含む都道府県が共同して作成できる」と記載されています。また、「自然的経済的社会的諸条件からみて一体である地域」とは、地理的に分断されておらず連続性を有すること（自然的）、地域内での取引等が継続的に反復して行われていること（経済的）、都道府県の支庁や農林漁業者が構成する団体の管轄区域（社会的）等を総合的に勘案して、一体性が認められる地域を指す」との解釈が記載されています。そして、なお書では、「一の都道府県の全域を区域とし、都道府県と当該都道府県内の全市町村が共同で基本計画を作成することが可能」と記載されています。</p> <p>一方で、第四の3（1）のなお書では、「都道府県が当該都道府県域内の全ての市町村と連名の基本計画を作成することを基本とする」と記載されています。</p> <p>第四の1では、自然的経済的社会的諸条件からみて一体である地域を区域とする一又は二以上の市町村と都道府県とで基本計画を作成するとされている一方で、第四の3（1）では、都道府県が域内の全ての市町村とで基本計画を作成することが基本であるとされているのは、両者の内容が矛盾しています。</p>	<p>第四の1のなお書は、例えば、離島などで地理的な連続性が認められない場合など、自然的経済的社会的条件のいずれかを欠く場合にあって、域内の市町村を包括する都道府県と同一都道府県に所属する全市町村が共同で計画を作成するときには、その状況を総合的に勘案して、「一体性を認め得る」ことを示したものです。</p> <p>第四の3（1）では、共同作成についての運用上の基本的な考え方をお示ししたのですが、上述のとおり、都道府県と域内の全ての市町村による基本計画の作成は「一体性を認め得る」との考えに基づいており、矛盾するものではないと考えています。</p>



	<p>第四の1のなお書において、都道府県と域内の全ての市町村による基本計画の作成の可能性を認めているものの、第四の1における「自然的経済的社会的諸条件からみて一体である地域」の解釈を踏まえれば、第四の3(1)のように、域内の全ての市町村が共同して基本計画を作成する「一体である地域」となる都道府県は極めて面積の小さい都道府県等の例外的なものに限定されることとなり、それを「基本とする」のは難しいと考えられます。</p> <p>上記のとおり、第四の1と第四の3(1)の記述に矛盾があり、後者の記述に不備があるので、第四の3(1)のなお書を削除いただきますよう意見を提出いたします。</p>	
95	<p>基本方針(案)では、第一の1において、15行目「当該取組の実施を容易にするための技術の研究開発や活用」の内容には、「ゲノム編集を含む遺伝子操作技術」を入れるべきではない。</p> <p>同様に、第二「環境負荷低減事業活動の実施に関する基本的事項」における基本的方向性、内容、第五「基盤確立事業の実施に関する基本的事項」における基本的方向性、内容において、これを「除外する」ことを明記すべきである。</p>	<p>ここで掲げられている先端的技術の開発や新品種の育成については、環境負荷の低減を図るために行う取組の基盤を確立するために行う事業であり、食や環境への安全の確保はもとより、科学的な知見に基づく合意が重要と考えております。</p> <p>御指摘のゲノム編集技術等についても、先端的な技術の1つとしてこうした考え方の下で、関係法令の遵守など適切な対応を求めていく考えです。</p>

※ このほか、政策面から、食料安全保障や食料自給率との関係、環境負荷低減に関する科学的根拠、農薬のリスク評価の考え方、有機農業の推進の在り方、有機農産物の学校給食での活用、有機 JAS 認証制度の在り方、種苗制度、ゲノム編集技術や RNA 農薬に対する懸念、再生可能エネルギーの普及促進等について幅広く御意見を頂戴しました。

本意見公募の対象は、法律の委任に基づいて定める「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針(案)」の規定に関するものであるため、政策に関するこれらの御意見は、今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。

※ 意見公募手続の実施後に、食料・農業・農村政策審議会の意見を踏まえた修正及び技術的修正を行っております。食料・農業・農村政策審議会における調査審議の状況については、農林水産省ホームページを御覧ください。